

Q6



**カジノ解禁で外国人観光客が増加し、
地方の活性化に寄与するのではないですか。**

訪日外国人は、日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2016年は2404万人、2017年は2869万人、2018年は3119万人と、カジノがなくても年々激増しています。

誘致自治体は客の7～8割は日本人になると想定しているということですが、カジノ解禁により外国人観光客が増加すると言えるかは分からず、地方の活性化に寄与するとは言い切れません。

カジノ解禁は、必ずしも期待されるような経済効果をもたらすものではないとの疑問が残ります。



Q7

世論の動向はどうですか？



各種世論調査では、カジノ解禁に反対あるいは慎重との意見が賛成意見を圧倒する結果になっています。こうした傾向は、カジノ法が成立した後も変わりなく、共同通信の世論調査でもカジノ法に反対する意見が約65%に達しています。

カジノ施設の設置箇所は3箇所と決まっていることから、誘致を希望する自治体による誘致競争が起こっています。しかし、最終的にカジノを誘致するか否かは、そこに暮らす住民の意思が最も尊重されるべきではないでしょうか。



**日弁連は、カジノ法
（IR推進法、IR実施法）
の廃止を求めます。**



カジノ設置に関する

Q & A



日本弁護士連合会

Q1**日本で設置が予定されているカジノは
どのようなものですか？**

日本で想定されているカジノは、民間事業者が「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」（IRと呼ばれています。）を設置、運営するもので、日本で初めて正面から公認される常設の民間賭博場になります。

**Q2****カジノが実際に開設されるまでの手続は
どうなっていますか？**

カジノを誘致する自治体（都道府県又は政令市）がカジノ事業者とともに事業計画などを策定し、国の認可を受けて、その区域にカジノを開設することができるようになります。自治体は、認可の申請に先立って、カジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響などについて、十分調査・評価するとともに、公聴会を開くなどして、そこに暮らす住民の意見を聞かなければなりません。また、自治体などは、カジノを誘致するための申請を行うには、議会の議決を経なければなりません。

なお、カジノがそこに暮らす住民に大きな影響を及ぼすことからすれば、自治体は、住民投票を活用して、カジノの誘致に関する住民の意思を直接問うことを積極的に検討すべきではないでしょうか。

**Q3****カジノから暴力団などの反社会的勢力を
排除することができますか？**

カジノ法には、暴力団員のカジノへの立入りを禁じたり、カジノや関連事業から反社会的勢力を排除するための各種の規定が設けられています。しかし、反社会的勢力が一般人を装ってカジノへ入り込む可能性は否定できません。

また、カジノ周辺地域に犯罪組織が流入するおそれもあり、周辺地域の環境を悪化させる可能性を否定することはできません。

なお、カジノが、暴力団などによる違法な収益を隠匿、移転するマネー・ローンダリングの手段として利用されるおそれもあります。

**Q4****カジノ事業者が貸付けを行うことには
どのような問題がありますか？**

カジノ法では、「特定資金貸付業務」として、カジノ事業者が顧客に対して貸付けを行うことが予定されています。競馬場などでは、ATMを撤去したり、クレジットカードのキャッシング機能を停止したりして、ギャンブルのための借入れができないようにしているのは正反対です。

こうして借りたお金を使ったギャンブルに負けてしまうと、そのお金を返すためには、勝つまでギャンブルを続けるしかない、ということにもなりかねません。

また、貸金業法では、年収の3分の1を超える貸付けは禁止されていますが、カジノ事業者が行う貸付けについては、そのような上限も決められていません。

**Q5****カジノ収益によってギャンブル依存症対策を
推進することができるのではないですか？**

厚生労働省の推計によれば、競馬やパチンコなどの既存ギャンブルによって、依存症が疑われる状態になったことのある人は約320万人にも上るとされ、現在も多くの人が苦しんでいます。ギャンブル等依存症対策基本法が2018年10月5日に施行されましたが、速やかに実効性あるギャンブル依存症対策が実施されなければなりません。

カジノが解禁されれば、これまでギャンブルと無縁だった人もギャンブルにはまり込み、新たなギャンブル依存症を生み出すおそれがあります。

